

財 第 2 3 8 号
平成25年10月15日

主 管 部 長
主 務 課 長 様
廨 長

総 務 部 長

平成26年度当初予算要求について

去る8月に閣議決定された中期財政計画においては、地方の平成26年度一般財源総額について、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされたところであるが、一方で社会保障関係経費の増加などもあり、地方財政は引き続き極めて厳しい状況にある。

本県においても、県内経済は全体として持ち直しの動きが広がっている一方、海外経済の下振れリスクや円安による影響など、先行きに不透明感があることも事実であり、歳出面では社会保障関係経費をはじめとする義務的な支出の増加が見込まれるなど、財政状況は引き続き厳しい状況にある。

こうした中、新長期構想の実現に向け、歳入・歳出全般にわたる行財政改革の取り組みをさらに推進し、基金の取り崩しに頼らない持続可能な財政基盤の確立を図る必要がある。

したがって、平成26年度当初予算においても、引き続き厳しい要求限度額を設定して編成を進めていくこととしたので、各部局においては、企画調整室を中心に、一律削減ではなく、選択と集中をより鮮明にし、新幹線金沢開業年度の予算であることを踏まえ、これまでに整備してきた交流基盤や磨き上げてきた地域資源等を活用し、首都圏戦略の強化や開業効果の県下全域への波及といった施策・事業にこれまで以上に積極的に取り組むなど、資源配分の重点化を図られたい。

厳しい財政環境の下ではあるが、県政の主要な政策課題に的確に対応するよう、関係部局とも十分に連携を図りながら、創意と工夫を凝らし予算要求されたい。

記

1 一般的事項

(1) 厳しい財政状況を踏まえ、財政の持続可能性を確保しつつ、県民ニーズを踏まえた予算づくりを行うため、各部局が主体的に施策・事業の評価を徹底し、ゼロベースからの見直しを図り、選択と集中による施策・事業の重点化を図ること。

時代の変化や市町・民間との役割分担を踏まえ、県行政の守備範囲の見直しを進め、真に県で実施することが必要な事業について要求すること。

特に長期固定化された継続事業については、厳しく見直すこととし、新規事業は、既存事業のスクラップを前提に要求すること。

(2) 「量」から「質」、「ハード」から「ソフト」への転換を図り、整備が進んだインフラを活用したソフト施策の充実を図ること。ハード施策については、コスト縮減に努めるとともに、地域の実情にあったローカルルールを活用した事業の取り組みを積極的に提案されたいこと。

(3) 行政の多様化・複雑化に伴い、複数の部課に関連する事業が増加しているため、これらの事業については、企画調整室を中心に部内はいうまでもなく、他部局とも従来以上に連携を密にし、行政の総合力を発揮するよう努めること。また、予算のみならず、条例等による規制・誘導などを含めた多様な政策ツールの組み合わせによる総合的な施策展開を図ること。

(4) 各部局の自由度を高め、効果的・効率的な予算編成を推進するため、要求限度額を大括り化し、部局毎の要求限度額を総額で提示する部局総枠方式を導入しているところであり、企画調整室の機能を活かし、主体的に創意工夫を凝らして要求すること。また、要求限度額は、各部局単位に適用するものであり、企画調整室が調整し、厳守のうえ要求すること。

(5) 国の予算編成の動向を注視し、制度改正又は縮小・廃止される事業に十分留意しつつ、歳出の抑制など適切な対応をとること。

なお、国庫補助金等の一般財源化については、安易に県単独事業へ振替えることのないよう留意すること。

(6) 長期間効果の現れない公共工事については、事業の必要性や費用対効果を点検する等の事業の再評価を踏まえて要求すること。

(7) 新規事業については、事業完了までの全体計画を明示すること。また、継続事業についても内容、効果を再点検のうえ、原則として法令義務的な事業を除く全事業の終期を設定すること。

(8) 各種審議会、懇話会等を新設する場合は、必要性を十分吟味のうえ、真に必要なものに限るものとし、必ず設置期間を明示すること。また、既存の各種審議会、懇話会等についても、運営実態を精査のうえ、廃止、統合を検討すること。

- (9) 各種団体についても、経費の一層の抑制に努めるよう指導すること。
- (10) 情報関連事業については行政経営課と協議し、その結果を踏まえ要求すること。
なお、大規模案件等については、石川県IT調達検討会議の審議対象となるので留意すること。その際、新規開発のみならず、継続している保守運用についても、対象事業の必要性、システム化の必要性、費用対効果など根本部分まで立ち戻って検討した上で要求すること。
- (11) 県債を充当する事業については財政課と、新たな市町負担を伴う事業については地方課と、財産の取得及び処分については管財課と事前に協議すること。

2 歳入に関する事項

(1) 国庫支出金

- ア 国の予算編成の動向に十分留意し、次により要求すること。
(ア) 漫然と要求し、減額補正をすることのないよう留意すること。
(イ) 国庫支出金の減額に伴う安易な県費振替えは行わないので留意すること。
(ウ) 年度途中における国庫支出金の増額に伴う一般財源の取扱いについては、増額を行わないので留意すること。
- イ 新規事業に係る零細補助金については、受け入れない方針であること。
- ウ 超過負担を伴う新規事業については、計上しない方針であること。また、継続事業にあっても超過負担額は前年度以下で要求すること。

(2) 使用料及び手数料

- 単に過去の実績を踏襲することなく、関係事務事業に的確に対応した適正な見積りを行うこと。
- また、単価の改定については、受益者負担の原則に立脚し、他の使用料・手数料との均衡、他県の状況等も勘案のうえ、別途調査表により要求すること。
- 特に、2年以上据え置かれているものについては、積極的に改定を図ること。
- 改定に伴う増収分については、当初要求に含めないこと。
- なお、消費税率引き上げの取り扱いについては、別途指示する。

(3) 財産収入

- 可処分財産の適正な処分を促進するとともに、財産の無償貸付けを行っているものについても積極的な見直しを行い、収入の確保を図ること。

(4) 受託事業収入

- 受託事業収入については、必要経費全てを取り込み積算すること。
- なお、職員費を含む必要経費が見込めない事業については、原則として受託しないこと。

(5) その他の収入

- その他の収入についても適正・確実な見積りを行うことはもちろん、受益者負担の

原則にのっとり適正な単価に見直しを行うとともに、広告収入の確保をはじめ工夫を加え新たな財源の確保を図ること。

なお、過年度の収入未済金については、整理計画をたて、収入確保に努めること。

3 歳出に関する事項

(1) 給与関係費

ア 平成25年10月1日現在の職員（欠員分を含めないこと。）を基礎として算定すること（教育委員会及び警察本部以外の部局にあつては、総額について総務部で算定し後日通知するので、国庫支出金等の特定財源のみを算出し提出すること。）。

また、嘱託職員、各種審議会等の委員の報酬についても現行の単価により要求すること。

イ 時間外勤務手当等については、事務従事制度を活用するなど事務の執行に工夫を凝らし、縮減に向け努力すること。

(2) 投資的経費

ア 一般公共事業、国直轄事業費負担金、一般単独事業費及び国庫補助建設事業費等の投資的経費

国の予算編成の動向等を十分把握するとともに、本県における公共施設の現況、水準を検討したうえで、費用対効果や将来の財政負担等を十分見極め、真に必要な事業を厳選し、計画性・主体性をもって要求すること。

なお、財政負担を伴う他団体の代行事業及び施越事業については厳しく抑制すること。

(ア) 一般公共事業、国直轄事業負担金

別途指定する方針で要求すること。

(イ) 指定事業

主要プロジェクト事業として別途指定する事業については、事業費、整備スケジュールの見直し協議を行ったうえで所要額を要求すること。

なお、平成25年度予算において指定事業とされた事業であっても、別途指定する事業以外の事業は、平成26年度当初予算要求に当たってはその他の事業として取り扱うので留意すること。

(ウ) 単独事業

別途指定する方針で要求すること。

(エ) その他の事業

平成25年度当初予算（一般財源ベース）の80%以内で要求すること。

なお、計画確定事業等として別途指定する事業については、事業費、整備スケジュールの見直し協議を行ったうえで所要額を要求すること。債務負担行為の予算化及び別に指定する経費については所要額を要求すること。

イ 災害復旧事業費

過年発生災害については認証見込額、現年発生災害については平成25年度当初予算の範囲内で、いずれも県債を充当のうえ要求すること。

(3) 維持補修費

別途指定する方針で要求すること。

(4) 一般行政経費

総額について厳しく抑制を図り、特に物件費の節減と補助金の徹底的な見直しによる整理・合理化に努めること。

ア 指定経費

(ア) 指定事業等

① 特別枠

新長期構想の実現と社会経済情勢の変化を受けた喫緊の県政の諸課題への対応を図るための新規事業について、次に掲げる枠ごとに各部局3事業（事業費総額15百万円）の範囲内（ただし、新幹線開業対策枠については、5事業（総事業費30百万円）の範囲内）で提案できるものとし、このうち政策効果が特に大きい事業として別途指定するものについて要求を認める。

○新幹線開業対策枠

・新幹線開業を1年後に控え、首都圏での情報発信事業や開業効果を県下全域に波及させるなど、STEP21総仕上げのための新規事業

○経済・雇用枠

・新たな産業振興指針等に基づく県内産業の成長を促すための中小企業対策

○防災対応枠

・防災体制の充実強化や再生可能エネルギーへの対応など

○新長期構想枠

・その他、個性・交流・安心のふるさとづくりのための8つの重点戦略を推進するために必要な施策

② 企画調整室枠の付与

県民の多様なニーズに応える新たな施策展開を促すため、企画調整室に対して、各部局の予算規模に応じて一定の予算要求枠を付与し、企画調整室主導による新規事業の要求を認めるものであること。

③ 大規模な臨時的事業等で別途指定する事業については、所要額で要求すること。

④ 事務事業の合理化・効率化及び後年度の経費節減につながる事業で別途指定するものについては、後年度の削減額を限度として認める額の範囲内で要求すること。

(イ) 貸付金、補償補填及び賠償金、償還金利子及び割引料、投資及び出資金、積立

金

事業の目的、効果、緊急性等を十分検討のうえ、年間所要額を要求すること。

なお、貸付金については制度の目的、資金の運用状況、貸付利率等について積極的に見直すこと。

また、税関係交付金（報償費を含む。）についても内容を十分検討のうえ所要額を要求すること。

(ウ) 扶助費

年間所要額を十分精査の上要求すること。

なお、県単独事業については、事業の目的、効果、緊急性等を十分検討の上、積極的に見直しを図ること。

(エ) 負担金補助及び交付金

新規創設を厳しく抑制するとともに、既存制度についても、その目的、効果、緊急性、さらに補助対象事業の内容等に十分検討を加え、

① 行政効果を達成したもの、または達成することが見込まれないもの

② 奨励的なもので、既に5年以上経過したもの

③ 行政と民間並びに国、県及び市町の間での適正な役割分担の観点から、県の負担割合が過大と認められるもの

④ 零細補助金

等については、積極的にその整理・縮減を図ること。

団体運営費補助金については、平成25年度当初予算の範囲内で要求すること。

イ 枠経費、賃金、その他の行政経費

① 義務的経費等として別途指定するものを除き、裁量経費については、平成25年度当初予算（一般財源ベース）の80%、經常経費については、平成25年度当初予算（一般財源ベース）の100%とする。

なお、臨時職員の雇用日数は、1カ月21日以内として要求すること。

② 經常的な経費の支出であっても、漫然と前例踏襲することなく、必要性を精査の上、単価や契約内容など積極的に見直しを図ること。

(5) 消費税率については、8%で要求すること。

4 特別会計及び事業会計に関する事項

予算要求は、その会計の設置の趣旨に基づき、一般会計の予算要求要領に準じて行うものとし、経営状況を再点検するとともに、一般会計との負担区分について検討を加え、経営の合理化を徹底し、安易に一般会計からの繰出しに依存することなく、健全な経営基盤の強化を図ること。

5 公社等に関する事項

平成26年度の事業計画及び予算の作成にあたっては、県の基本方針に準拠し、経営状況を再点検し、さらに運営の合理化に努めること。

また、各種施設の欠損補填に係る繰出金、補助金、貸付金を要求する場合は、具体的な赤字解消計画を作成し提出すること。